



2020年8月17日

在日外国企業コミュニティを代表し、在日米国商工会議所（ACCJ）、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）、在日英国商業会議所（BCCJ）および欧州ビジネス協会（EBC）は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する水際対策として在留外国人の日本への再入国が制限されていることに引き続き懸念を表明いたします。

私たちは、先ごろの国際的な人の往来再開に向けた段階的措置により、特定の国からの日本への入国禁止措置が課される前に日本を出国した外国人が日本に帰国できるようになりましたことを承知しており、その判断を称賛いたします。また、日本大使館や日本総領事館、その他の関連する当局機関による再入国関連書類提出確認書の発給制度の設置についても同様に受け止めております。こうした措置は前向きな進展であります。

しかし、日本への入国禁止措置の発令日以降に日本を出国し、その措置の対象国に滞在している長期在留外国人については、その配偶者と子どもも含め、彼らが隔離および検査要請に応じる意思があるにも関わらず再入国を制限されていることには、なおも落胆し、困惑しております。この方針は、日本が他の G7 諸国や他の先進諸国から受けている待遇とは対照的であり、そういった国々は検疫において、長期在留外国人に対し自国民と同等の対応を取っております。知られている限り、海外から入国する長期在留外国人のほうが、同じく海外から入国する日本人より日本にもたらず感染リスクが高いことを示唆する証拠は見つかっておりません。私たちは、日本が少数の指定された国の国籍を持つビジネス目的の渡航者の入国許可を検討していることを歓迎しておりますが、長期在留者および長期就労ビザ保有者について同様の優遇措置が検討されていないことに衝撃を受けております。

こうした長期在留外国人は、日本にとって支えとなる長期的な関係を構築してきた存在であり、日本への投資を体現しており、今後の日本経済の再建と成長に不可欠であると私たちは考えます。その貢献は納税や製品の消費に留まらず、日本の経済をさらなる高みへと押し上げるために必要な経済的および国際的なインフラの提供にも及びます。まさにそのような役割を担う長期在留外国人の出入国の自由が阻まれるということは、外国人や彼らが勤める企業からすれば日本への投資意欲を削がれることにしかありません。加えて、米国や欧州連合（EU）、英国、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、アイスランド、香港、シンガポール、そしてその他の国々の企業による投資を促進する日本の取組みに悪影響を及ぼすだけです。こうした国々の国民は、日本経済がふさわしい成長を遂げるための助けとなり得る人々です。長期在留外国人の出入国を制限する現状の対応は、法の下では万人が公平かつ平等な扱いを受けることを常に誇りとしてきた日本にそぐわない措置であると私たちは考えております。

私たちの会員企業は日本に多大な投資を行っており、その多くが日本において長く名高い歴史を持っております。実際、非日本人会員の大多数は長期在留者であり、日本で何十年にもわたり活動してきた企業を代表しております。日本と在留外国人の共通の利益のため、日本が在留外国人に対し公平かつ平等な対応を取り、日本人と同じ検疫手続きに基づく再入国を許可するよう慎んで要望申し上げます。

在日米国商工会議所 (ACCJ) www.accj.or.jp

在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 (ANZCCJ) <https://www.anzccj.jp>

在日英国商業会議所 (BCCJ) <https://bccjapan.com>

欧州ビジネス協会 (EBC) www.ebc-jp.com